

# 安全保障上の視点から見た 技術流出防止のための法規制 —現状と課題

## Laws and Regulations Protecting Sensitive Technologies for National Security: Current Situations and Challenges

森本正崇\*  
Masamitsu MORIMOTO

抄録 本稿では、安全保障上、重要な技術情報の流出を防止するための法規制を検討する。外為法や不正競争防止法等による法規制が強化されてきた一方で、課題も残されている。

### 1. はじめに

近年、企業や大学・研究機関、政府（以下、「企業等」という。）からの重要な技術情報の流出が、産業競争力のみならず、安全保障上の観点からも大きな問題となっている<sup>1</sup>。安全保障上、機微な技術の流出は、懸念国家への流出を通じた国際平和への悪影響、大量破壊兵器やテロへの転用等の直接的な安全保障上のリスクとなるとともに、我が国の防衛生産基盤の毀損、さらには我が国の国際社会における信用失墜にもつながるものであり、安全保障上の機微技術の流出に対する厳格な対処は、国際社会における責任として必要不可欠である<sup>2</sup>。技術流出が懸念される背景として、経済産業省の報告書では、多くの民生技術が軍事転用可能なことや、経済のグローバル化やIT技術の進歩等により、技術流出の経路や形態も多様化していることが指摘されている<sup>3</sup>。すなわち技術流出は「どこでも起こり得る」ことであり、それが安全保障上の悪影響も与えかねないものである。

本稿では、こうした安全保障上の懸念に対応した技術流出防止のための法制度を概観する。上記のような懸念を踏まえ、近年、技術流出防止のための規制は逐次、拡充・強化されてきており、こうした変化について触れた上で、残された課題について検討したい。

### 2. 技術流出防止のための法規制

安全保障上、機微な技術の流出防止のための法規制には、主なものとして次の3つの規制がある。すなわち、企業等による海外への技術移転行為を規制するもの（(1) 輸出管理）、企業に対する直接投資により、企業の支配権を獲得し、企業が保有する技術を入手することを規制するもの（(2) 対内直接投資規制）、企業等が保有している技術情報が不正流出しないよう規制するもの（(3) 秘密保

\* 慶應義塾大学SFC研究所上席所員（訪問）  
Senior Visiting Researcher, Keio Research Institute at SFC

護)がある。以下、順に紹介する。

### (1)輸出管理

外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」という。)第25条第1項では、「国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる」ものとして、政令で定められた技術を外国において提供する居住者及び非居住者(つまり全ての者である)、又は非居住者に対して提供する居住者は、経済産業大臣の許可を取得することが義務付けられている(技術移転規制)<sup>4</sup>。輸出管理では、このほかに外為法第48条第1項で貨物(モノ)の輸出も規制対象とされている。本稿では技術移転を規制する外為法第25条に基づく規制を中心に検討し、必要に応じて貨物の規制を参照する<sup>5</sup>。

規制対象となる技術は、政令である外国為替令別表に規定されている(外国為替令第17条第1項)。外国為替令別表は分野ごとに1から16までの項番に分かれており、このうち1から15の項に規定する技術(リスト規制該当技術)を提供する場合は、原則として経済産業大臣の許可が必要である。1から15の項は、国際輸出管理レジームの合意に沿った技術が規定されている。国際輸出管理レジームとは、不拡散の目的に同意する諸国による輸出管理についての国際的な紳士協定に基づく枠組みである<sup>6</sup>。国際輸出管理レジームは分野ごとに4つのレジームがあり、原子力供給国会合(NSG)、生物兵器や化学兵器関連の貨物や技術を規制するオーストラリア・グループ(AG)、ミサイル技術管理レジーム(MTCR)、通常兵器関連の貨物や技術を規制するワッセナー・アレンジメント(WA)がある。それぞれのレジームでの合意が、技術は外国為替令別表に、貨物は輸出貿易管理令別表第1に反映されている。項番と国際輸出管理レジームの対応は技術と貨物で共通である。

例えば、2の項はNSGの合意が反映されているので、外国為替令別表の2の項であれば原子力関係の技術が、輸出貿易管理令別表第1の2の項は原子力関係の貨物が列挙されている。同様に、技術と貨物共通で、3の項と3の2の項はAG、4の項はMTCR、5から15の項はWAの合意が反映されている。なお、2の項以下はいずれも大量破壊兵器やその運搬手段(大量破壊兵器等)(2から4の項)、または通常兵器(5から15の項)に転用可能な民生技術(汎用技術)や、民生品(汎用品)が規制対象となっており、兵器にしか使えないような特殊な製品や技術が規制対象となっているものではない<sup>7</sup>。

16の項に規定する技術(キャッチオール規制該当技術)は、リスト規制該当技術を除く、ほぼ全ての技術が網羅されているが、大量破壊兵器や通常兵器の開発等に用いられるおそれがあると判断される場合に限り、許可が必要となる。具体的には貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号に規定された事項に該当しなければ、許可は不要である<sup>8</sup>。

技術移転規制は、2009年に外為法第25条が改正され、拡充、強化された。主な改正点は次のとおりである。従来は、居住者から非居住者への技術移転に規制対象となる行為が限定されていた。しかしながら、国境を越えた人の移動により居住者又は非居住者の身分は容易に変化し得る。そのため、居住者から非居住者のみへの規制では、規制に漏れが生じるおそれがあったことから、先述のとおり居住者又は非居住者の身分にかかわらず、安全保障上、機微な技術を外国で提供することを目的とする取引を、すべて規制対象とするよう改正された<sup>9</sup>。さらに、外為法第25条第3項が新設され、こうした技術情報が記録された媒体の輸出や、インターネットを通じた送信などを規制対象

とすることとした（持ち出し規制）。外為法第 25 条第 1 項の規制対象は、技術の提供（を目的とする取引）であるため、技術を提供しないのであれば、たとえ機微な技術情報を海外に持ち出したとしても、規制対象の行為には当たらない。例えば大使館職員等の身分で滞在する諜報員が、日本で入手した技術情報を本国に持ち出す（帰国する場合）、その時点では技術の提供は生起していないことから、外為法第 25 条第 1 項の許可を取得していないことが違法とはならない。そこで、同条第 3 項を新設することにより、技術の提供が予定されている場合には、提供の相手先が特定されていなくても、USB メモリーなどに入れた技術情報を持ち出す行為（「技術が記録された媒体の輸出」に当たる）を許可対象とした<sup>10</sup>。他には企業内の外国籍従業員が、技術資料を持ち出して本国に持ち帰るようなケースが想定されている<sup>11</sup>。外為法第 25 条第 3 項の新設は明白に技術流出防止を目的としているように、2009 年の外為法改正は、技術流出防止のための側面が強いものであった<sup>12</sup>。

この他にも 2009 年の外為法改正では、外為法第 55 条の 10 が新設され、輸出者や技術の提供者（輸出者等）は、輸出者等遵守基準に従うことが義務化された。具体的には輸出者等遵守基準を定める省令によって遵守事項が定められている。さらに、外為法第 69 条の 6 が改正されて、罰則も強化された。改正前は懲役 5 年以下であったものが、改正後は外国為替令別表の 1 から 4 の項や、輸出貿易管理令別表第 1 の 1 から 4 の項に規定する技術や貨物を、許可を取得せずに提供や輸出をした場合には、10 年以下の懲役、その他の場合には 7 年以下の懲役とされた。

## (2) 対内直接投資規制

外為法第 26 条では、対内直接投資等に当たる行

為を定義している。その上で外為法第 27 条第 1 項において、政令で定められた対内直接投資等を行おうとする場合には、あらかじめ財務大臣及び事業所管大臣に届け出ることが義務付けられている。同項の規定に基づき、事前届出が義務付けられている対内直接投資等は、対内直接投資等に関する政令第 3 条第 2 項で省令に委任され、さらに対内直接投資等に関する命令第 3 条第 3 項により、告示に委任されている。告示である「対内直接投資等に関する命令第 3 条第 3 項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件」（以下、「告示」という。）に、外為法第 27 条第 1 項の規定に基づき、事前届出が必要な具体的な業種が規定されている。事前届出があった場合、財務大臣及び事業所管大臣が審査をするか否かの判断の基準の一つとして、「国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の保護に支障をきたすことになること」が規定されている（外為法第 27 条第 3 項第一号イ）。財務大臣及び事業所管大臣は、審査の結果、届出に係る対内直接投資等が国の安全等にかかるものであると判断される場合には、対内直接投資等の内容の変更又は中止を勧告することができる（外為法第 27 条第 5 項）。その上で、勧告を受けた者が勧告を応諾しなかった場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、当該対内直接投資等の内容の変更又は中止を命ずることができる（外為法第 27 条第 10 項）。

対内直接投資等については、懸念国や国際テロ組織と関連する外国投資家が、我が国企業の経営支配権を獲得した場合に、企業グループ内における情報や人の異動を通じて、輸出管理等の関連規制を潜脱し、大量破壊兵器に転用可能な技術等が海外に流出することが懸念されていた<sup>13</sup>。そこで 2007 年 9 月、告示が改正され、それまでは武器や航空機、原子力、宇宙開発産業等（以下、「武器等」

という。)が日本標準産業分類により対象業種として列挙されていたものを、対象製品を列挙することとした。改正後の告示には武器等の製造業に加え、輸出貿易管理令別表第1からも対象製品を列挙した。輸出貿易管理令別表第1に対応させたことにより、大量破壊兵器関連の汎用品（輸出貿易管理令別表第1の2から4の項）の製造業及び、通常兵器関連の汎用品（同別表第1の5から15の項）のうち、特に安全保障上の機微性が高いと考えられる汎用品の製造業が届出対象として告示に明示された。また、武器等の製造業に加え、武器等を使用するために特に設計したプログラムやソフトウェア業も告示に加えられて届出対象とされた<sup>14</sup>。さらに、対内直接投資等に関する政令第3条第2項が改正され、対内直接投資等を行っている会社の子会社等が届出対象の事業を営んでいる場合にも、事前届出義務の対象とされることとなった。

### (3) 秘密保護

企業等が保有する技術情報を秘密に指定し、その不正な流出を罰則の対象にするのが秘密保護法制である。安全保障上、機微な技術情報に係る秘密保護法制には、自衛隊法に基づく防衛秘密と不正競争防止法に基づく営業秘密がある。

#### ① 防衛秘密

2000年9月に生じた海上自衛官による秘密漏えい事案を契機として、再発防止策の一環として2001年に自衛隊法が改正され、防衛秘密制度が新設された。新設された自衛隊法第96条の2第1項に基づき、防衛大臣は、自衛隊についての別表第4に掲げる事項であって、我が国の防衛上特に匿す必要があるものを防衛秘密として指定する。別表第4には、自衛隊の運用等に関するものだけ

でなく、「武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法」（別表第4八）や、「製作、検査、修理又は試験の方法」（別表第4九）が列挙されている。自衛隊が使用する装備品は民間企業により製造されており、こうした防衛秘密に該当する技術情報を企業が保有している。自衛隊法第122条第1項では、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」が、防衛秘密を漏えいした場合には、5年以下の懲役に処するとしている。この「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」には、防衛省との契約に基づき、防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者も該当するため、企業や大学、研究機関も「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」に該当する可能性がある<sup>15</sup>。なお、自衛隊法第122条第4項では、防衛秘密の漏えいを教唆した者も3年以下の懲役に処される。

#### ② 営業秘密

営業秘密とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう（不正競争防止法第2条第6項）。営業秘密の侵害に対する刑事罰が設けられたのは2003年であり、爾後、段階的に強化されてきた。現在では、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為又は管理侵害行為により、営業秘密を取得した者（不正競争防止法第21条第1項第一号）や、詐欺等行為又は管理侵害行為により取得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、使用し、又は開示した者（同第二号）等が10年以下の懲役に処される。

### 3. 今後の課題

2 において、主要な技術流出防止のための法規制を概観してきた。本節では今後の課題につき検討したい。具体的には、今後充実させていく必要がある法整備について、及び情報管理の主体として想定される企業、大学や研究機関、政府のうち、最も管理が難しいと思われる大学や研究機関における技術情報管理について検討したい。

#### (1) 技術情報等の適正な管理の在り方に関する研究会報告書(2008)

2 で述べたように、技術流出防止のための法規制は外為法や不正競争防止法の改正等により、逐次充実・強化されてきた。しかしながら、外為法や不正競争防止法の充実だけでは必ずしも十分とはいえない。経済産業省に設置された技術情報等の適正な管理の在り方に関する研究会が2008年7月に公表した報告書(以下、「技術情報報告書」という。)では、「安全保障上の視点」から技術流出防止のために、次の7つの事項を具体的検討事項として列挙している<sup>16</sup>。(i) 重要情報の区分ルールの導入、(ii) 機微技術リスト・ガイドラインの作成、(iii) 秘密保護法制の在り方、(iv) 秘密特許制度の検討、(v) 外為法の技術取引規制の強化、(vi) 投資を通じた安全保障上重要な技術の海外への流出防止、(vii) 不審アクセス情報の報告と注意喚起の仕組み、である。このうち、(i)、(ii)、(vii) は必ずしも新規立法や法改正が必要となるものではない。(v) は2(1) で述べたように2009年に外為法が改正された。(vi) は、技術情報報告書でも2(2) で指摘した2007年の対内直接投資規制の見直しに言及し、「引き続き外為法の規制により対応することとすべきである」と指摘しており、基本的に法規制は整備されていると考えられる<sup>17</sup>。

また、技術情報報告書では「競争力の視点」として、「技術情報等の適切な法的保護の在り方に関する検討」として営業秘密の強化を提言していた。確かに営業秘密は基本的には企業の競争力確保のための制度とすることができる。しかし同時に、営業秘密には安全保障上の機微な情報も含まれることから、安全保障上も営業秘密の保全は重要である。技術情報報告書でも、外国政府を利する目的で営業秘密が流出した場合には、産業競争力だけでなく、安全保障上も重大な問題を提起すると指摘している<sup>18</sup>。こうした側面は米国でも認識されており、ホルダー司法長官は米国政府の「営業秘密戦略」の公表に当たり、「営業秘密の流出は企業の解雇や工場閉鎖、売り上げや利益の減少、競争力の低下を招くだけでなく、ビジネスからの徹底にも至る。しかもこの種の犯罪は米国経済だけでなく、米国人の生命を危険にさらすデータや技術を敵国に入手させることで、安全保障にも重要な影響を与える可能性がある」<sup>19</sup>と、営業秘密流出の持つ、経済面と安全保障面の損害の双方を指摘した。我が国では依然として経済と安全保障を別々に考えることが多いと思われるが、産業の競争力確保と安全保障の確保という視点は、実は相互に密接に関連している。営業秘密の強化は、まさにこうした側面を示したものであり、技術情報報告書は、こうした点を気付かせてくれる<sup>20</sup>。技術情報報告書が公表された後、後述するように2009年に不正競争防止法が改正され、営業秘密は強化された。技術流出防止のための政策は常に競争力確保と安全保障の確保という両面を考える必要がある。

なお、輸出管理や対内直接投資規制、営業秘密の間には連携がなく、全体としての整合性は必ずしも取られていないとの指摘がある<sup>21</sup>。しかしながら、2009年の営業秘密を強化する不正競争防止

法改正は、技術移転規制を強化する外為法改正と同時に実施された。法改正の審議の際、二階俊博経済産業大臣は、従来から産業競争力の強化と、安全保障上の立場と、両方の側面から技術流出防止に努めており、今後とも外為法と不正競争防止法的確な実施を通じて技術流出防止に万全を期する旨、述べている<sup>22</sup>。また、対内直接投資規制は輸出管理の規制品目と対応するような告示の改正が実施されている。そのため、少なくとも現在においては、一定の整合性は確保されていると言えよう。

## (2) 残された法整備の課題

### ① 秘密保護法制の充実

(1) で述べたように、技術情報報告書の提言のうち、既に履行されているものもあるが、同報告書が指摘した (iii) 及び (iv) については、依然として必要な法規制が整備されていない。

安全保障に係る技術情報は、先述の通り、防衛秘密又は営業秘密により保全することが可能である。しかし、防衛秘密は自衛隊の装備品に関係のない技術情報には適用されない。また、営業秘密で全ての安全保障上、機微な技術情報を保全できるものではない。工場を保有しない我が国政府には基本的に営業秘密はないと考えられるし、産学連携による研究等をのぞき、大学や研究機関で研究成果を営業秘密に指定することは一般的ではない。しかし、政府や大学・研究機関にも安全保障に係る技術情報が存在しないわけではないため、そうした技術情報の保全を図る必要がある。技術情報報告書でも、「漏洩することにより国家の安全保障上重大な問題が発生する可能性のある情報については、秘密化の義務と不法な漏示に対する適切な規律を設けるべきである」<sup>23</sup>と指摘している。

政府は2010年に「政府における情報保全に関する

検討委員会」を設置し、同委員会は「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議」に検討を依頼した。同会議は2011年8月に「秘密保全のための法制の在り方について(報告書)」(以下、「秘密保全報告書」という。)をとりまとめ、公表した<sup>24</sup>。上記のような問題点を踏まえ、秘密保全報告書では、秘密となる情報の作成主体として、政府だけでなく、独立行政法人等や企業、大学・研究機関等を対象とすることを提案している<sup>25</sup>。例えば、独立行政法人等が保有する技術情報では、人工衛星の研究開発やロケット技術が、大量破壊兵器等に転用可能で、国の安全に関する技術情報として例示されている。また、大学・研究機関、企業においても、政府や独立行政法人等から委託事業を実施する場合には、同じく規制の対象となる旨、指摘する<sup>26</sup>。なお、先述の通り、こうした軍事転用可能な民生技術(汎用技術)は従来から輸出管理の対象であり、対内直接投資規制の対象としても明示されている。

さらに、秘密保全報告書では、国の安全、外交、公共の安全及び秩序の維持に係る特に秘匿を必要とする情報を「特別秘密」として保護の対象とすることを提案している<sup>27</sup>。これにより防衛秘密に限定されていた秘密保護をより充実させることが可能になろう。「特別秘密」が新規立法によって保護されるようになれば、自衛隊の装備品に係る技術情報に限らず、先述のように人工衛星やロケットといった我が国の安全保障上、重要と考えられる技術情報の保護が可能になると考えられる。

### ② 防衛秘密と営業秘密の比較—取得行為の可罰性

秘密保全報告書は、防衛秘密では保護されていない行為も罰則の対象として含めることを提案している。防衛秘密では漏えい及びその教唆等が処

罰の対象となっているが、防衛秘密を単に入手するだけでは処罰の対象とはならない。こうした取得行為のうち悪質と考えられるものを、秘密保全報告書では「特定取得行為」と呼び、罰則の対象とすることを提案している<sup>28</sup>。

取得行為の可罰性については防衛秘密と営業秘密の比較が興味深い。先述のように、防衛秘密漏えい罪は2001年に新設され、営業秘密侵害罪は遅れて2003年に新設された。しかし、その後、営業秘密は累次の改正を経て、現在では防衛秘密よりも保護が充実している。営業秘密侵害罪が新設された2003年当時から一部の取得行為は処罰対象とされていたが、処罰対象となったのは、行為の悪質性から使用開示行為の準備行為として行われる取得行為に限られ、訴訟上の立証の可能性も考慮し、営業秘密記録媒体の取得又は複製を必要とした<sup>29</sup>。しかしながら、詐欺等行為又は管理侵害行為という違法性の高い行為により、営業秘密を支配している状態におくことで、使用又は開示を待つまでもなく、刑事罰によって抑止に足る違法性を肯定できるのではないかと考えられた<sup>30</sup>。このため、技術情報報告書の提案等も踏まえ、2009年に不正競争防止法は改正され、営業秘密の不正取得行為について、使用又は開示に供する目的を問わず、さらに方法の限定もなくし、図利加害目的で詐欺等行為又は管理侵害行為によってなされた営業秘密の不正取得一般を刑事罰の対象とした<sup>31</sup>。

### ③防衛秘密と営業秘密の比較—罰則・刑事手続

罰則も営業秘密の漏えい行為の方が、防衛秘密の漏えい行為よりも重い。防衛秘密の漏えいは5年以下の懲役である。他方、営業秘密侵害罪は、2003年に制定当初は3年以下の懲役とされていたものが、数度の法改正を経て現在では最高懲役は10年である<sup>32</sup>。秘密保全報告書では、営業秘密の

漏えい行為との比較等から、「特別秘密」の漏えい行為の罰則を10年以下の懲役とすることを一案としている。

さらに、不正競争防止法は2011年にも改正された。これは、刑事裁判の手続において審理が一般に公開されることにより営業秘密の内容が公になるとの懸念から、営業秘密の侵害を受けた被害者が告訴を躊躇しているという問題が従前から指摘されていたことに対応したものである<sup>33</sup>。裁判所は、被害者等から公訴事実にかかる営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項を、公開の法廷で明らかにされたくない旨の申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、その範囲を定めて、当該事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定（秘匿決定）をすることができることとした<sup>34</sup>。これに対して、秘密保全報告書では裁判所における秘密保全については、「別途検討されることが適当」としているのみである<sup>35</sup>。

このように営業秘密は数度の法改正を経て、防衛秘密よりも充実した秘密保護体系を有するに至っており、現時点において最も包括的に技術情報の保護が図られている。今後、営業秘密には当たらないが、安全保障上、機微な技術情報を保護する制度の充実が求められている。

### ④秘密特許制度の検討

諸外国においては、秘密保護の一環として、安全保障上の機微技術について特許出願後公開を行わない、いわゆる「秘密特許制度」が導入されている。しかし、我が国では軍事転用可能な技術はもとより、軍事技術であっても、特許出願された場合には全て公開される。そこで技術情報報告書では、秘密特許制度の導入の検討が提案されている<sup>36</sup>。

特許制度の持つ問題点は、営業秘密と同様に競争力の観点からも指摘できる。特許庁に出願された特許情報は、登録の可否にかかわらず、出願後1年6月で発明内容が公開されるため、公開された内容が外国のライバル企業に模倣されたり、周辺特許を押さえられる事態が発生し、知的財産を守る役割を果たしていないとの指摘がある。また、軍事転用可能な技術も無差別に公開されることで、我が国や世界の安全が脅かされているとの指摘もなされている<sup>37</sup>。技術情報報告書では、特許出願によってかえって海外においてフリーライドを招く恐れのあるような技術情報は、特許出願せず営業秘密として管理することが提案されている<sup>38</sup>。

技術情報報告書が、秘密保護の一環として秘密特許制度の導入を提案している点は画期的である。これまで特許制度は営業秘密同様に知的財産の保護という文脈のみで議論され、安全保障上の位置づけは議論の対象にすらならなかったきらいがある。今後、議論が深まることを期待したい<sup>39</sup>。

### (3) 技術情報の管理主体としての大学・研究機関

#### ① 大学・研究機関における技術情報の管理

技術流出防止のための法規制がいかに充実しても、技術情報を保有する主体が厳格な管理を実施しない限り、技術流出防止の実効性は担保されない。冒頭でも述べたとおり、安全保障上、機微な技術情報は企業だけが保有するものではない。大学・研究機関や政府も保有している。これら技術情報の保有主体がそれぞれに管理を実施し、抜け穴を作らないことが肝要となる。大学や研究機関においては、留学生や研究生の増大や、国際的な研究連携や産学連携の推進がみられ、これらは基本的に好ましい流れであるが、同時に技術情報流出の危険も増大しているとも言える<sup>40</sup>。しかしな

がら、大学や研究機関においては、分権的な運営にも起因し、企業に比べ技術情報の管理が不十分であるとの指摘がなされている<sup>41</sup>。そこで大学や研究機関における技術情報の管理について特に考えてみたい。

企業とは異なり、大学や研究機関（以下、「大学等」という。）が対内直接投資の対象となることは通常想定されないことから、対内直接投資規制は大学等に直接影響はない。しかし、残る二つの規制、すなわち輸出管理と秘密保護は大学等にも関係する。営業秘密は産学連携等で、営業秘密としての管理が必要とされる場合を除き、管理の対象ではないが、輸出管理は大学等における日常的な管理が要求される。大学等において輸出管理が必要な場面は様々であるが、例えば、研究を通じて海外からの留学生等に技術の移転が生起することが考えられる。また、外為法第55条の10に基づき、大学等も輸出者等遵守基準に従うことが法的な義務となった。同条に基づき、大学等の内部において輸出管理の体制を整えることが求められている。輸出者等遵守基準が新設される以前から、文部科学省は大学等に対して輸出管理の強化を依頼していたが、外為法改正後の2009年には再度「大学及び公的研究機関における輸出管理について（依頼）」を重ねて発出し、大学等に対して注意喚起をしている<sup>42</sup>。

大学等が輸出管理体制を構築しても、輸出管理の実際の運用には体制構築とは別の困難さがある。例えば、多くの大学で留学生の受入れと輸出管理の関係が課題として浮かび上がっている。輸出管理は、技術を提供する際に許可が必要になる（ことがある）というものであった。他方で、留学生を受入れるだけでは何も技術移転は生起していないことから、留学生の受入れと外為法は本来は無関係である。受け入れた留学生に技術を提供する



際に許可の要否を判断すれば足りる。また、制度上は、我が国へ入国後、6ヶ月経過すれば、外為法上は居住者という扱いとなり、外為法の規制対象外（すなわち許可不要）となる<sup>43</sup>。しかしながら、現実問題として6ヶ月経過したので、留学生のリスクがゼロになるわけではなく、仮にリスクが顕在化した際には社会的な説明責任は免れない<sup>44</sup>。そのため、実際には大学等は留学生の受入れの際に、輸出管理上の懸念を合わせて審査することが多いようである。他方で、イラン人の入学を拒否したところ、国籍による差別として違憲判決が出た事例もあり、大学等の輸出管理担当部局は対応に苦慮しているのが実情である<sup>45</sup>。一般論としては、受け入れる留学生個人が大量破壊兵器の開発等に関係していないかどうかを審査のポイントとなると考えられるので、国籍により一律に拒否することは正当な理由とは言えないであろう。あくまでも留学生個人の研究分野や経歴等から判断する必要がある。他方で、大学等は情報機関ではないので、大学等だけでこうした確認が確実にできるとは考えられず、入国管理局や警察等の関係機関と在籍者の情報につき共有しておくことが有益であると思われる<sup>46</sup>。また、留学生の審査という視点からはビザを発給する外務省や、奨学金を支給している文部科学省も一定の責任を有している。ビザを発給し、奨学金を支給する以上、外務省や文部科学省も当該留学生が不拡散等の観点から危険性はないと判断したからであろうし、その理由を説明する責任がある<sup>47</sup>。

さらに、留学生が帰国する際に自らの研究成果等を USB メモリーなどに入れて持ち帰ることは十分に想定されるが、帰国後に使用する（技術を提供する）のであれば（使用すると考えるのが通常であろう）、外為法第25条第3項に基づく持ち出し規制の対象となる場合がある。現実問題とし

て、帰国する留学生の所持品等を全て確認するといったプロセスは想定できないものの、常日頃から、「帰国する際に持ち帰る研究成果等で許可が必要になるものがある」旨の注意喚起は必要とされよう。

## ②輸出管理と秘密保護の接点—米国の例

米国の輸出管理では、研究成果が公開され、科学界で共有されるようなものは、「基礎研究」として輸出管理の対象外とされている<sup>48</sup>。そのため米国の大学や研究機関は研究費の受諾に当たって、研究成果の公表等に関する規制を契約から排除しようと交渉するという<sup>49</sup>。我が国の大学等からも米国と同様の基準の導入を求める声も聞く。ただし、米国には秘密保護制度があり、研究を秘密指定することが可能であるため、このような制度設計が可能となっていることに留意したい。米国における「基礎研究」の定義は、国際輸出管理レジームにおける議論とは無関係であり、レーガン政権時代の「国家安全保障に関する大統領指示 (National Security Decision Directive) 189」(NSDD-189)が根拠となっている。NSDD-189では安全保障上の必要性がある場合、秘密指定が情報管理の基本であり、秘密指定は政府の責任であるとする。その上で、秘密指定がない基礎研究の公表等には制約は課せられないとしている<sup>50</sup>。つまり研究成果の公開は、研究成果の非公開（秘密指定）と裏腹の関係にある。秘密保護制度があることにより、「何を秘匿すべきか」の説明責任を研究費の交付主体（政府）に担わせることが可能になる。例えば、先述の「特別秘密」として提案されている人工衛星やロケットの研究成果も、政府によって秘密指定されない限りは全て公開されるのは当然ではないか。だから米国のように輸出管理の対象から外してもよいのではないかと、という議論も可能

になるのである。現行制度下でこうした議論が行えない理由の一部は、輸出管理制度ではなく、秘密保護制度の不備に起因していることを指摘しておきたい。米国の例が示していることは、秘密保護制度により、大学等の研究活動における管理負担を軽減できる可能性があるという側面である。

### ③研究成果の公開と技術流出—鳥インフルエンザ・ウイルスの研究が投げかけるもの

研究成果の公開は自明視されがちである。そこに技術流出といった視点は見られない。一般論としては学問の自由や開放性という観点から研究成果は原則として、又は特段の事情がない限り公開されることは当然であると考えるが、いかなる場合でも公開すべきかどうかは別問題である。こうした論点が顕在化したのが、2011年末、鳥インフルエンザ・ウイルス（H5N1型）の研究成果を、Nature誌やScience誌がテロへの悪用懸念から論文の掲載を見合わせたことである<sup>51</sup>。これを受けて世界中の有志の科学者たちは連名でH5N1インフルエンザ・ウイルスに関して研究モラトリアムを発表した<sup>52</sup>。我が国でもこうした問題を受けて学会が、2012年11月に「科学・技術のデュアルユース問題に関する検討報告」を公表した<sup>53</sup>。同報告は冒頭で、「科学・技術の発展は、様々な面で我々の生活に恩恵をもたらす、福祉の向上に寄与するものであるが、いったんそれが悪用されたり、誤用されたりした場合には、我々の生活を害し、社会の安全を損なうものになってしまう。つまり、科学・技術は、それをを用いる者の意図によっては両義性を持つものといえる」と指摘している。その上で、同報告を踏まえて「各学術分野でのより具体的な議論や行動を促す」としており、今後の議論が期待される<sup>54</sup>。

大学等で実施されている最先端の研究成果の公

開は必ずしも法規制の対象にはなっていない上、法規制の対象にすること自体が望ましいとは限らない。Nature誌等が掲載を見合わせたのも法に触れたからではない。むしろ科学コミュニティによる自主管理という側面が強い。鳥インフルエンザ・ウイルスの研究が投げかけている課題は、法規制の在り方だけでなく、科学者自身による自主管理や倫理規範の在り方でもある。

### ④まとめ

2011年に策定された第4期科学技術基本計画においては、「国家安全保障・技術基盤の強化」が謳われている<sup>55</sup>。今後、基本計画に基づき、安全保障に関する技術の研究開発が進められていくことが期待されるとともに、大学等における研究やその成果が安全保障上、機微な技術を含むことも十分に予想される。そのため、大学等による適切な技術情報の管理はこれまで以上に求められることになる。いずれにせよ、念頭に置いておくべきことは、研究者本人は全く善意で研究成果に係る技術情報を公開したとしても、その技術情報が兵器等に転用されてしまえば、懸念国の兵器の開発等に荷担したこととなり、我が国の安全保障に悪影響を及ぼしかねない。その結果、研究者本人だけでなく研究者の所属する研究機関の研究活動に大きな影響を及ぼす可能性もあるという指摘である。安全保障の分野では善意は何らの理由にならない<sup>56</sup>。

## 4. おわりに

2000年代に安全保障に資する技術流出防止のための法規制は拡充・強化された。技術情報報告書が公表された2008年を起点に考えても、技術移転規制の強化や営業秘密の強化といった施策が実現している。他方で、依然として課題も残ってい

る。今後はこうした課題の検討が進められることを期待したい。

とかく経済政策は安全保障政策とは別物と考えられがちであるが、技術流出の防止は産業競争力の確保という側面と同時に、我が国の安全保障上の側面を有している。今後とも技術流出防止のための政策は、両者の側面から検討することが肝要である。さらに、政府や企業はもちろんのこと、大学や研究機関も技術流出防止の最前線であるという点も確認しておきたい。政府機関でさえ、防衛省や外務省のように安全保障を所掌していると考えられている機関以外では、安全保障上の問題に対する認識は決して高いとは言えない。技術流出防止政策を通じて、安全保障上の問題に対する認識が向上することを期待したい。技術流出による安全保障上の問題は、どこか遠くで誰かが対処するものではない。技術情報を有する者一人ひとりが、当事者として対応することが求められている。

#### 注)

- <sup>1</sup> 経済産業省 技術情報等の適正な在り方に関する研究会「報告書」(2008年7月)5頁。
- <sup>2</sup> 経済産業省・前掲注(1)52頁。
- <sup>3</sup> 経済産業省・前掲注(1)52-53頁。
- <sup>4</sup> 居住者、非居住者は外為法第6条に定義があり、居住者は、「本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう」(外為法第6条第五号)。非居住者は「居住者以外の自然人及び法人をいう」(外為法第6条第六号)。さらに詳細な運用は「外国為替法令の解釈及び運用について」(蔵国第4672号)(昭和55年11月29日)で規定されており、例えば、外国人の場合、本邦に入国後6月以上経過すると居住者として取り扱うものとしている(後述3(3)参照)。
- <sup>5</sup> さらに、仲介取引や積替も外為法上の規制対象であるが、本稿では割愛する。
- <sup>6</sup> 田上博道、森本正崇『輸出管理論』(信山社、2008年)21頁。
- <sup>7</sup> 兵器や兵器にしか使えない部分品(専用部分品)は1の項に列挙されている。
- <sup>8</sup> キャッチオール規制に基づく許可の要否は、厳密には

いささか複雑である。制度上は、外国為替令第17条第1項の規定により、リスト規制と同様に一旦は16の項に該当する技術は全て許可が必要とされる。しかし、外国為替令第17条第5項の規定は、同条第1項に該当する場合であっても経済産業大臣の許可が不要の取引を指定することができる。同条第5項に規定する指定された取引として、貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条が列挙されており、その結果、同条に該当する取引は許可が不要になる。

- <sup>9</sup> 高木悠一「技術流出防止の徹底と企業の輸出管理強化」ジュリスト1383号(2009年)3頁。
- <sup>10</sup> さらに、外為法第25条第3項には未遂罪があり、日本から国外に持ち出そうとした時点での摘発が可能になっている。なお、外為法第25条第1項の技術移転規制には未遂罪は規定されていない。
- <sup>11</sup> 森本正崇「輸出管理入門(5)」貿易実務ダイジェスト第49巻第12号(2009年)28、29頁。
- <sup>12</sup> 森本正崇「輸出管理を巡る最近の動向」貿易実務ダイジェスト第52巻第9号(2012年)3、4頁。
- <sup>13</sup> 経済産業省 グローバル経済下における国際投資環境を考える研究会「中間とりまとめ」(2007年4月)5頁。
- <sup>14</sup> 経済産業省 貿易経済協力局「外為法に基づく対内投資規制の見直しについて」(2007年9月)5頁。
- <sup>15</sup> 田村重信、高橋憲一、島田和久『日本の防衛法制』(内外出版、2008年)610頁。
- <sup>16</sup> 経済産業省・前掲注(1)55-69頁。
- <sup>17</sup> 経済産業省・前掲注(1)66頁。
- <sup>18</sup> 経済産業省・前掲注(1)33、34頁。
- <sup>19</sup> “Attorney General Eric Holder Speaks at the Administration Trade Secret Strategy Rollout”, Justice News, February 20, 2013 (<http://www.justice.gov/iso/opa/ag/speeches/2013/ag-speech-1302201.html>) (last visited July 25, 2013).
- <sup>20</sup> 森本正崇「技術流出—経済と安全保障の交差点—」CISTECジャーナル No.116(2008年)16頁。
- <sup>21</sup> 神田茂「グローバル経済下の貿易管理・技術管理(前篇)」立法と調査 No.289(2009年)139頁。
- <sup>22</sup> 第171回国会参議院経済産業委員会会議録第6号9頁。
- <sup>23</sup> 経済産業省・前掲注(1)60頁。
- <sup>24</sup> 秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議「秘密保全のための法制の在り方について(報告書)」(2011年8月8日)。
- <sup>25</sup> 秘密保全有識者会議・前掲注(24)4頁。
- <sup>26</sup> 秘密保全有識者会議・前掲注(24)5頁。
- <sup>27</sup> 秘密保全有識者会議・前掲注(24)3頁。
- <sup>28</sup> 秘密保全有識者会議・前掲注(24)16-18頁。
- <sup>29</sup> 土肥一史「営業秘密侵害罪に関する不正競争防止法の改正について」ジュリスト1385号(2009年)79頁。
- <sup>30</sup> 中原裕彦「『不正競争防止法の一部を改正する法律』の概要」Law & Technology第44号(2009年)47頁。
- <sup>31</sup> 土肥・前掲注(29)80、82頁。
- <sup>32</sup> なお、単純な比較から考えれば、防衛秘密の法定刑を営業秘密と同等、あるいはそれ以上に引き上げる自衛隊法の改正が想定されるが、自衛隊法の罰則体系では最も重い法定刑が懲役7年であり、自衛隊法の罰則体系全体に影響するため現実的ではない。衆議院調査局安全保障調査室『日本の防衛産業』(2013年3月)132、133頁。

- <sup>33</sup> 中原裕彦「不正競争防止法の一部を改正する法律の概要」ジュリスト1432号（2011年）4頁。
- <sup>34</sup> 中原・前掲注（33）5-6頁。
- <sup>35</sup> 秘密保全有識者会議・前掲注（24）24頁。
- <sup>36</sup> 経済産業省・前掲注（1）63，64頁。
- <sup>37</sup> 神田茂「グローバル経済下の貿易管理・技術管理（後編）」立法と調査 No.290（2009年）57-58頁。
- <sup>38</sup> 経済産業省・前掲注（1）77頁。
- <sup>39</sup> 森本・前掲注（20）「技術流出」19頁。
- <sup>40</sup> 森本正崇「大学における機微技術管理に向けて」CISTECジャーナル No.129（2010年）72頁。
- <sup>41</sup> 神田・前掲注（21）「貿易管理・技術管理（前篇）」146頁。
- <sup>42</sup> 文部科学事務次官 結城章夫「大学及び公的研究機関における輸出管理体制の強化について（依頼）」（17文科際第217号）（2006年3月24日）（[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu8/toushin/06082811/015/001.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu8/toushin/06082811/015/001.htm)）（最終訪問日：2013年7月25日），文部科学省高等教育局長徳永保，科学技術・学術政策局長泉紳一郎，研究振興局長磯田文雄，研究開発局長藤木完治「大学及び公的研究機関における輸出管理について（依頼）」（21文科高第261号）（2009年11月24日）（[http://www.cistec.or.jp/service/daigaku/090702data/0907\\_daigakuoyobikout\\_ekikenkyuukikan.pdf](http://www.cistec.or.jp/service/daigaku/090702data/0907_daigakuoyobikout_ekikenkyuukikan.pdf)）（最終訪問日：2013年7月25日）。
- <sup>43</sup> 国内における居住者に対する技術の提供は規制の対象外である（2（1）参照）。前掲注（4）参照。
- <sup>44</sup> 伊藤正実「大学における輸出管理」浅田正彦編『輸出管理 制度と実践』（有信堂，2012年）210，211頁。
- <sup>45</sup> 東京地裁平成23年12月19日判決（平成23年（ワ）第20551号）。
- <sup>46</sup> 森本正崇「大学や研究機関における機微技術管理の進展—体制構築後の運用と課題」CISTECジャーナル No.139（2012年）85，86頁。
- <sup>47</sup> 森本・前掲注（46）「機微技術管理の進展」87，88頁。
- <sup>48</sup> 田上，森本・前掲注（6）124，125頁。
- <sup>49</sup> United States Government Accountability Office, “Export Controls: Agencies Should Assess Vulnerabilities and Improve Guidance for Protecting Export-Controlled Information at Universities”, December 2006.
- <sup>50</sup> National Security Decision Directive 189, “National Policy on the Transfer of Scientific, Technical and Engineering Information”, September 21, 1985.
- <sup>51</sup> Maggie Fox, “Scientists Agree to “Unprecedented” Withholdings of Flu-Virus Research”, Global Security Newswire, December 21, 2011 (<http://www.nti.org/gsn/article/scientists-agree-unprecedented-withholding-flu-virus-research/>) (last visited July 25, 2013) .
- <sup>52</sup> Ron A. M. Fouchier, Adolfo Garcia-Sastre, Yoshihiro Kawaoka & 36 co-authors, “Pause on avian flu transmission Studies”, Nature, January 2012 (<http://www.nature.com/nature/journal/v481/n7382/full/481443a.html>) (last visited July 25, 2013).
- <sup>53</sup> 日本学術会議 科学・技術のデュアルユース問題に関する検討委員会「科学・技術のデュアルユース問題に関する検討報告」（2012年11月30日）（<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-h166-1.pdf>）（最終訪問日：2013年7月25日）。
- <sup>54</sup> 日本学術会議・前掲注（53）3，4頁。
- <sup>55</sup> 「科学技術基本計画」（2012年8月19日閣議決定）25頁。
- <sup>56</sup> 田上博道「大学等における安全保障貿易管理について」特許研究 No.41（2006年）68頁。